

企画競争説明書

業務名称：南部アフリカ地域防災プロジェクト研究

調達管理番号： 20a00613

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年10月21日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年10月21日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：南部アフリカ地域防災プロジェクト研究

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年1月 ～ 2022年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前払金の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前払金の上限を制限します。

具体的には、前払金については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降): 契約金額の10%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部
契約第一課 角河 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp
注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

アフリカ部アフリカ第三課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年10月30日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年11月5日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年11月13日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポ

ーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

（3）提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

（4）提出書類：プロポーザル及び見積書

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - ・ 現地再委託経費（現地調査及びワークショップ等）
 - ・ 通訳（フランス語、ポルトガル語）
- 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨
 - ・ モザンビーク（MZN 1） = 1.47862 円
 - ・ マダガスカル（MGA 1） = 0.02747 円
 - ・ マラウイ（MWK 1） = 0.14225 円
 - ・ ジンバブエ（ZWL 1） = 1.3157 円
 - ・ モーリシャス（MUR 1） = 0.36724 円
 - ・ 南アフリカ（ZAR 1） = 6.21471 円
 - b) US\$ 1 = 105.613 円
 - c) EUR 1 = 123.632 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／防災行政／地方防災計画
- b) 都市開発計画
- c) 災害リスク評価／気候変動影響

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 16.4 M/M (国内業務 8.7 M/M、現地業務 7.7 M/M)

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点

10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年12月11日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎても申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供

給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」 > 「調達ガイドライン、様式」 > 「様式 業務
実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務： 防災分野にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(9月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が10月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/防災行政/地方防災計画

➤ 都市開発計画

➤ 災害リスク評価/気候変動影響

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/防災行政/地方防災計画)】

- a) 類似業務経験の分野： 防災行政・防災計画にかかる各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域： アフリカ地域及び全途上国
 - c) 語学能力： 英語
 - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 都市開発計画】
- a) 類似業務経験の分野： 都市計画にかかる各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域： 評価せず
 - c) 語学能力： 語学評価せず
- 【業務従事者：担当分野 災害リスク評価／気候変動影響】
- a) 類似業務経験の分野： 災害リスク評価にかかる各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域： 評価せず
 - c) 語学能力： 語学評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／防災行政／地方防災計画</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	-	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>都市開発計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>災害リスク評価／気候変動影響</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 11月26日（木） 14：00～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町）

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkypeによる実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上

第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. プロジェクト研究の背景

サブサハラアフリカでは、過去50年間の自然災害による死者数の約9割が干ばつによるものである。一方で、近年は東アフリカ地域にて2018年・2019年に洪水による大きな被害が出ている他、南部アフリカ地域の島嶼部（モーリシャス、セーシェル、レユニオン、マダガスカル、コモロ）については毎年、大陸部（モザンビーク、マラウイ、ジンバブエ、南アフリカ）については1990年以降、数年に一度の頻度で洪水や大型サイクロンによる被害が出ている。

2019年3月には、モザンビーク、マラウイ、ジンバブエに、大型サイクロン・イダイが上陸した。モザンビークでは死者600名超、負傷者1,600名以上、被災者185万名、また、マラウイでは死者60名と甚大な人的被害が発生し、ジンバブエでは4,000棟以上の建物が全半壊した。また、これらの国では水害による家畜、農耕器具及び農作物の苗や種の損失が経済的被害をもたらし、食料不足や栄養失調にもつながっている。同年4月にはサイクロン・ケネスがモザンビークとコモロに上陸し、被害規模約100万USDの被害をもたらした。

1994年以降、南部アフリカ地域ではサイクロンの5段階分類で最大のカテゴリ5規模の大型サイクロンによる被害が発生するようになり、その原因は気候変動等に伴う海面温度の上昇によると考えられている（OCHA、2019）。これまで島嶼部が中心だったサイクロン被害は大陸にも広がっており、サイクロン強大化・頻発化の傾向を受け、南部アフリカ地域における防災対策は喫緊の課題となっている。モザンビーク政府は、2019年から2020年に発生する豪雨、サイクロン、洪水により、約162万人が被災する可能性があると予測。また、The World Risk Report 2017によると、南部アフリカ地域は災害に対する脆弱性が高く、更に災害への対応能力は低いことが分かっている。

JICAは、アフリカにおいて上記のような自然災害が発生する度に緊急援助物資供与や国際緊急援助隊の派遣等、緊急援助を実施してきた。加えて、アフリカの一部の国に対し、気象観測能力向上のための技術協力プロジェクトや気象レーダーの設置の無償資金協力の実施、防災分野の課題別研修等を通して支援を行い、災害リスク理解と共有に向けた協力を実施してきた。しかし、南部アフリカ地域では、将来的にも大型サイクロンの発生により人的・経済的被害規模も拡大していくことが予想され、同地域の持続的な開発のためには、今後より一層、防災の取組を強化していくことが必要となる。

本プロジェクト研究では、近年洪水やサイクロンによる甚大な被害が出ている南部アフリカ地域を対象に同地域における災害リスク及び防災体制・取組の現状等を調査・分析することで、今後JICAが中長期的に実施すべき具体的な協力内容を検討し、提案する。加えて、関係国間の連携・知見共有の促進支援も行うこととする。

2. プロジェクト研究の概要

(1) 事業名：南部アフリカ地域防災プロジェクト研究

- (2) 事業概要：
- ① 事業目的：自然災害が頻発している南部アフリカ諸国における防災分野の計画・体制、セクター別の現状や災害への脆弱性等を調査し、JICA が今後促進すべき防災分野の具体的な協力案を中長期的視点より提案する。また、研修や現地視察を通じ、関係諸国同士の知見共有の促進と連携強化に貢献する。
 - ② 事業内容：
 - ア) 調査団による情報収集調査：対象地域の防災計画・体制、災害リスク、国際機関・地域機構・他ドナーの動向に係る情報収集・分析を行う。これを踏まえ、今後 JICA が実施すべき防災分野の協力案を提案する。
 - イ) ワークショップ及び現地視察：インド洋・南部アフリカ防災プラットフォームと連携し、域内防災関係者を対象とした知見共有・意見交換のためのワークショップを開催する。また、同関係者でモザンビーク中部のベイラ市を訪問し、「サイクロン・イダイ被災地域強靱化プロジェクト」の現地視察を行う。
- (3) 対象地域：南部アフリカ地域のうち、モザンビーク、マダガスカル、マラウイ、ジンバブエ、モーリシャス、南アフリカ、コモロ、セーシェルを現地調査対象とする。なお、コモロ、セーシェルに関しては国内調査作業による文献調査のみ実施する。
- (4) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動
南部アフリカ地域における主な防災セクターは以下の通り。
- ① モーリシャス
 - ア) 技プロ「地すべり対策プロジェクト」（2012年4月～2015年4月）
 - イ) 技プロ「気候変動対策能力向上プロジェクト」（2014年～2016年）
 - ウ) 無償「気象レーダーシステム整備計画」（2013年～2016年）
 - エ) 無償「第二次気象レーダーシステム整備計画」（2015年～2018年）
 - オ) 個別専門家「斜面災害対策アドバイザー」（2015年～2017年）
 - カ) 技プロ「気象観測及び予警報能力向上プロジェクト」（2018年～2022年）
 - キ) 「インド洋・南部アフリカ防災レジリエンス強化ワークショップ」（2019年7月）
 - ク) 第三国研修「インド洋・東南部アフリカ防災」
 - ケ) 第三国研修「アフリカ防災研修」
 - ② モザンビーク
 - ア) 個別専門家「水関連災害リスク組織能力強化支援」（2014年～2017年）
 - イ) 技プロ「気象観測及び予警報能力向上プロジェクト」（2015年～2018年）
 - ウ) 技プロ「サイクロン・イダイ被災地強靱化プロジェクト」（2019～2022年予定）
 - エ) 課題別研修「洪水防災」
 - ③ マラウイ
 - ア) 課題別研修「気候変動への適応」「災害リスク削減と生態系保全」「アフリカ総合防災行政」

3. 業務の目的

本業務は、南部アフリカ地域において発生する主な災害、各国の防災に係る計画・

体制、インフラ整備状況、行政プロセス等の現状を調査・分析し、各国において今後推進すべき具体的な協力案を検討・提案するとともに、関係国間の連携強化を促進することを目的として実施する。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 基本方針

JICAはこれまでアジア地域を中心に防災協力を実施しており、アフリカ地域での協力実績は限定的だが、近年の南部アフリカ地域でのサイクロン被害は甚大で、各国の協力ニーズは大きい。本プロジェクト研究では対象地域における防災体制・取組及び災害リスク（対象災害種：洪水、サイクロン、高潮、地すべり等）を踏まえ、各国政府が優先して実施すべき施策及び各国で求められる防災分野の協力ニーズに関し中長期的に実現すべき構造物対策を中心とした総合的な防災投資及び施策について検討・分析を行う。

なお、洪水リスクへの対応に関しては、各国において洪水リスクが高い水系流域に関する情報収集を行う。対象国の財政負担能力や実施機関の能力を踏まえると短・中期的対策としては重要インフラの防災主流化案件が優先されることも十分に考えられるが、長期的対策として検討する治水リスク削減事業を念頭においたうえで、その実現までの間の防災強化プロセスを時系列的に提案する。

(2) アフリカ特有の状況の把握

JICAは防災分野への協力を通じて災害に強い社会を実現するため、①政府が防災を政策の優先課題と位置づけ、②あらゆる開発政策・計画に防災の視点を導入し、③防災への投資を拡大する「防災の主流化」を推進している。アジア地域での協力経験は参考になるものの、アジアとアフリカでは災害の態様も社会・経済構造も異なる。特にアフリカにおいては多数の重要インフラ（運輸交通・電力・水道・通信などのライフライン施設、教育・医療施設等）が災害に対して脆弱であることから、災害が起きる度に同地域が被災し、応急対応や復興・復旧に予算が必要となるなど地域経済への影響が出ている。更に、対象地域には大陸及び島嶼国が含まれ、それぞれ地理的・社会的状況が異なることから、本研究では大陸と島嶼国の災害リスクや防災への取組の特徴を踏まえ、南部アフリカ地域で取り組むべき防災主流化に向けた施策の特徴を整理し、JICAが実施すべき協力を検討する。

また、検討にあたっては島嶼部と大陸部、南部アフリカの防災先進国との連携に留意する。

(3) 各国にて防災主流化を行うべき優先セクターの特定

各国の災害リスクや防災体制に係る情報収集を踏まえ、各国にて防災主流化を行うべき開発セクターの優先度を確認し、今後の協力内容を検討する。この際、対象国において、サイクロン被害に対する復旧・復興の対応状況含め、防災主流化の実施体制やインセンティブ等の政策・制度面についても調査を行う。

(4) 広域協力の視点

対象地域の災害リスクや防災体制は各国で異なる可能性があるものの、各国の状況に応じた協力内容の検討とともに、複数の国で共通する課題や取り組むべき事項が確認され、リソースの有効活用となる場合には、第三国研修を含む広域協力形成も積極的に検討する。

(5) 既存資料の活用

JICAは南部アフリカ地域での防災協力の実績が限定的であるものの、協力実績のある他ドナーや援助機関も存在する。情報収集にあたっては、一次資料の収集や関係者へのインタビューとともに、他機関による調査報告書等、既存資料の活用を検討する。

(6) インド洋・南部アフリカ防災プラットフォームとの連携

2019年7月、JICAとモーリシャス政府が共催した「南インド・東南部アフリカ地域・防災リスク管理能力強化ワークショップ」において、インド洋・南部アフリカ防災プラットフォームが設立された。2020年度～2022年度、JICAは同プラットフォームの支援を継続するため第三国研修を採択済み。本プロジェクト研究においては、モーリシャス政府のイニシアチブを尊重して、同プラットフォームと連携・協力する。具体的には、2021年度の同第三国研修内における調査結果に関する発表や南部アフリカ地域の防災関係者によるワークショップやセミナー等の開催を通じて、各国間の知見共有・意見交換を促進する。また、ワークショップやセミナー等の開催により、各国の情報収集を行うとともに、将来的に想定しうる協力を検討することを想定している。また、南アフリカの防災教育に関して調査を行い、南部アフリカ地域への知見共有や講師リソースとしての活用の可能性を検討する。

(7) 帰国研修員によるネットワーク構築と活動の実施

本プロジェクトでは、これまでに防災分野の課題別研修に参加した帰国研修員による域内防災ネットワークの構築を行う。帰国研修員が策定したアクションプランの実施状況や阻害要因等を分析し、新規案件検討の参考とする。また、(6)の防災プラットフォームにおいて帰国研修員を講師リソースとして活用できないか検討を行い、南部アフリカ地域の防災ネットワークの強化・拡大を目指す。

(8) 国際機関、地域機構、域内の既存枠組、日本企業との連携

国際機関の他、アフリカ連合(AU)、南部アフリカ開発共同体(SADC)等の地域機構や、アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)等の既存の枠組、日本企業の活用や連携を検討する。また、「防災」のみならず、発災時の応急対応として南アフリカのレスキュー隊、レスキューSA(South Africa)の活動を調査し、レスキューSAをリソースとした第三国研修の実施可能性を検討する。

なお、気象・気候変動分野では世界気象機関(WMO)の枠組みにおいて、島嶼部はレユニオン(Meteo France La ReunionやPIROI: Plateforme d' Intervention Regionale de l' Ocean Indien)が、大陸部は南アフリカがハブとなり防災への取り組みを実施している。

(9) 調査内容等の確認プロセス

本プロジェクト研究の実施にあたっては、JICA関係部(地球環境部、社会基盤部、アフリカ部、関係在外拠点)によるワーキンググループを設置し、調査方針及び進捗

の確認を行い、調査結果をもとに今後の具体的な協力を検討・実施する。

(10) 調査対象国関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際し、相手国関係機関とのアポイントメントの取り付けは原則コンサルタントが実施するが、調査対象国のJICA事務所は必要に応じ円滑な調査実施のための協力を行う。

(11) 新型コロナ・ウイルスを踏まえた対応

新型コロナ・ウイルスの影響により現地調査は2021年4月から行うことを想定しているが、状況が流動的であることから、契約期間内に業務が完了できるよう、必要に応じて文献調査に加え、インターネットの活用やオンライン面談等により遠隔で調査を実施する。ワークショップについても、必要に応じてオンライン会議等を活用することとする。コロナ禍の状況や渡航制限措置等を踏まえ、現地調査と国内作業の業務配分は、両者協議の上、柔軟な対応を行う想定である。

(12) 事業計画案

最終報告書には、案件化の候補国・地域、防災協力事業形成に必要な情報収集・分析結果、及び他機関や民間企業との連携を前提とした具体的な事業計画案と、併せて計画実施における留意点を含めることとする。

6. 業務の内容

(1) 国内事前準備

- ① 業務の基本方針、方法、工程、手順等の検討
業務実施の基本方針、方法、項目、内容、工程、手順、実施スケジュールを検討する。
- ② インセプション・レポートの作成
上記①の内容を取りまとめてインセプション・レポートを作成し、アフリカ部及び関係部署・事務所に説明を行う。アフリカ部及び関係部署・在外拠点からのコメントを踏まえ、インセプション・レポートを修正し、アフリカ部に提出の上、内容承認を得る。
- ③ 関連情報・資料の収集・分析
下記(2)を行うのに先立ち、可能な限りインターネットや既存の報告書等から対象地域の防災関連情報の収集を行う。これを踏まえて現地調査での調査内容を整理する。
- ④ 現地調査の準備
 - ア) 現地調査を行う国毎に、調査方針、調査項目、調査スケジュール、調査先リスト及び質問票を作成し、各国渡航の2週間前までにアフリカ部及び関係部署・在外拠点に送付し、打ち合わせを行う。
 - イ) 現地調査に必要な航空券、宿泊先及び移動手段等の手配を行い、調査先へのアポイントを取り付ける。なお、日本大使館及びJICA事務所へのアポイント調整はアフリカ部及びJICA事務所を通じて行う。

(2) 現地調査

モザンビーク、マダガスカル、マラウイ、ジンバブエ、モーリシャス、南アフリカで現地調査(コモロ、セーシェルは文献調査)を行い、以下の項目の情報収集を行う。

情報収集は、関係政府機関や援助機関等へのヒアリング及び資料収集を中心に行う。また、調査にあたっては、重要都市（地域）の特定、当該地域のリスク評価、重要インフラ位置情報、都市計画の確認という一連のプロセスに留意する。なお、現地調査終了後、各国帰国後2週間以内にアフリカ部及び関係部署に対し報告を行う。

① 対象地域の防災計画・体制についての情報収集

- ・ 国家開発計画等における防災の位置づけ
- ・ 災害リスクのある重要地域における重要構造物や都市計画の状況
- ・ 都市計画における防災配慮の実施状況
- ・ 災害リスクを踏まえた土地利用規制の実施状況
- ・ 国家レベル及び地域レベルでの防災に関連した法規・政策
- ・ 国家レベル及び地域レベルでの防災計画の策定状況と内容分析
- ・ 防災に関する予算配賦・調整メカニズム
- ・ 防災関係機関の所掌業務（関係機関の役割分担、指揮命令系統等）、予算、活動
- ・ セクター別開発計画における災害リスク評価反映状況
- ・ セクター別開発計画における防災配慮実施状況及び防災配慮ギャップ特定・強化の必要性
- ・ 防災分野の人材育成計画及び課題

注：セクターは、運輸交通、電力、通信、上下水道、教育、医療、農業を想定している。現地調査対象地域において優先して調査するセクターは以下のとおり。

現地調査対象国	調査優先セクター
マダガスカル	運輸交通、電力、通信、上下水、教育、医療、農業
モザンビーク	運輸交通、電力、通信、上下水、教育、医療、農業
マラウイ	運輸交通、電力、通信、上下水、農業
ジンバブエ	運輸交通、電力、通信、上下水、農業
モーリシャス	運輸交通、電力、通信、上下水
南アフリカ	特になし

② 対象地域における災害リスクについての情報収集

- ・ 主要な災害種、過去の災害記録（人的・経済被害、重要インフラの被害状況）、復旧・復興の取組、将来的なサイクロン・高潮・洪水・地震・津波・干ばつ等の自然災害被害想定
- ・ 気象観測体制、予警報能力
- ・ 気候変動影響評価と防災事業への反映状況
- ・ 災害リスクアセスメント実施状況
- ・ 災害ハザードマップとインフラ事業における活用状況
- ・ 地域防災体制及び地域住民の防災意識

③ 国際機関、地域機構、他ドナー、民間企業等に係る情報収集

- ・ 国際機関（世界銀行、国連機関）による防災協力
- ・ 主要ドナー（米、英、仏、EU等）による防災協力

- ・ 地域機構・枠組（AU、SADC、NEPAD等）による防災取組方針・計画
- ・ NGO、赤十字社PIROIによる防災協力
- ・ レスキューSA（South Africa）による活動・災害対応（南アフリカのみ）
- ・ 南アフリカの教育機関による防災教育
- ・ 日本の民間企業による防災事業との連携可能性

（３） ワークショップ等

域内防災関係者を対象とした知見共有・意見交換のためのワークショップや現地視察を行う。いずれも、モーリシャス政府のイニシアチブにより発足したインド洋・南部アフリカ防災プラットフォームとの連携において実施するため、JICAマダガスカル事務所及びモーリシャス政府の担当者と調整しながら準備・実施を行うこと。

① ワークショップの開催（場所：モーリシャス）

モーリシャスにおいて現地調査対象国の防災関係者を対象として知見共有・意見交換のためのワークショップを開催する。期間は移動も含めて1週間以内、各国参加者は2-3名を想定。ワークショップにおいては、上記（２）の調査項目に係る知見共有・意見交換と、防災分野の課題別研修に参加した帰国研修員による講義・発表を含むものとする。また、事前課題として質問票を課し、本研究に必要な情報を効率的に収集し、共通課題を抽出する機会としても活用する。

- ア) インド洋・南部アフリカ防災プラットフォームに係るモーリシャス政府の担当者（JICA マダガスカル事務所より紹介する）と、ワークショップ開催時期・場所・プログラム・参加者等を確認する。
- イ) 上記ア) が調整でき次第、ワークショップ開催概要をアフリカ部及び関係部署・在外拠点に対して説明する。
- ウ) ワークショップ開催に係るサブ・ロジ（参加者の航空券及び宿泊先の手配を含む）の準備を行い、ワークショップを開催する。なお、新型コロナウイルスの影響により各国参加者のモーリシャス渡航が困難な場合には、遠隔で実施することとする。
- エ) なお、ワークショップ終了後、帰国後 2 週間以内にアフリカ部及び関係部署に対し報告を行う。

② 現地視察（場所：モザンビーク）

現地調査対象国の防災関係者を対象として、2019年3月にサイクロン・イダの被害を受けたモザンビーク・ベイラ市の視察を行う。期間は移動も含めて1週間以内、各国参加者は2-3名を想定。ワークショップにおいては、被災地の視察と関係機関との意見交換、実施中の「サイクロン・イダイ被災地強靱化プロジェクト」の視察を含むものとする。特に、サイクロンで重要インフラがどのような被害を受けたのか、防災配慮はなされていたのか、復興にあたってのBuild Back Better（より良い復興）の考え方と実際の反映状況や難しさについて、経験と教訓を共有し、各国の防災施策への教訓を得られるような機会とする。

- ア) 「サイクロン・イダイ被災地強靱化プロジェクト」を主管する JICA 社会基盤部と JICA モザンビーク事務所と、現地視察の実施時期・プログラム・参加者等を提案し、確認する。

- イ) 上記ア)を踏まえ、インド洋・南部アフリカ防災プラットフォームに係るモーリシャス政府の担当者に対し現地視察概要を説明する。
- ウ) 現地視察に係るサブ・ロジ(参加者の航空券及び宿泊先の手配を含む)の準備を行い、現地視察を行う。なお、新型コロナ・ウイルスの影響により各国参加者のモザンビーク渡航が困難な場合には、モザンビーク関係者による遠隔での知見共有・意見交換のためのオンラインセミナーを開催することとする。
- エ) なお、現地視察終了後、帰国後 2 週間以内にアフリカ部及び関係部署に対し報告を行う。

(4) 帰国研修員

これまで防災分野の課題別研修に参加した調査対象地域の帰国研修員について域内防災ネットワークを新たに構築した上で、以下を行う。

- ① インド洋・南部アフリカ防災プラットフォームとの連携を念頭に、同ネットワークの活用方法の検討と提案。
- ② 帰国研修員が策定したアクションプランの進捗状況と確認と課題の分析。
- ③ 帰国研修員を講師とした現地セミナーや第三国研修(注:モーリシャスでは2020~2022年度に防災第三国研修を予定)の可能性の検討と提案。
- ④ インド洋・南部アフリカ地域に特化した防災分野の課題別研修(例:〇〇セクター防災主流化)案の提案。

(5) JICAの協力実績と特徴整理

JICAの過去15年程度の防災分野の主な協力実績と特徴(JICA防災協力の優位性や強み)を整理する。また、JICAの防災分野の協力実績と防災支援戦略を踏まえ、南部アフリカ地域の防災協力で活用できるリソースや知見を検討し、整理する。

(6) 南部アフリカ地域における防災施策及び今後の協力の分析・提案

上記(1)~(5)を踏まえ、以下の点を分析・提案する。

- ① 調査対象各国の防災施策の概要をまとめた上で(注:事例は配布可能)、南部アフリカ地域における防災計画・体制、災害リスクの特徴の整理及び分析。
- ② 調査対象各国が優先して実施すべき防災主流化のための施策の提案。
- ③ JICAの南部アフリカ地域において重要インフラの防災主流化に向けた防災分野の総合的かつ中長期的な国別・広域協力の提案(長期的対策として治水リスク削減につながる構造物対策(CP機関の能力、維持管理体制、予算等に留意)を含む)。

(7) 中間報告

2021年9月までにそれまでの業務結果をプロGRESS・レポートに取りまとめ、残る契約期間内で実施する予定の業務内容とともに、アフリカ部及び関係部署・在外拠点に説明を行う。

(8) ファイナル・レポートの作成

- ① 上記(1)~(6)の業務結果をドラフト・ファイナルレポートとして取りまとめ、アフリカ部及び関係部署・在外拠点に説明を行う。
- ② ドラフト・ファイナルレポートに対するアフリカ部及び関係部署・在外拠点か

らのコメントを反映し、ファイナル・レポートを作成し、JICAに提出する。

- ③ 調査期間中に収集した各種資料は、国別に整理してハード及び電子データでファイナル・レポートと共に提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

各段階にて策定・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。

① インセプション・レポート

- 記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
- 提出時期：契約開始後半月以内
- 部数：和文 10 部、英文 10 部（簡易製本）、電子データ

② プロGRESS・レポート

- 記載事項：契約開始後、2021 年 8 月までに実施した業務の結果及び残る契約期間内に予定している業務概要
- 提出時期：2021 年 9 月（ただし、業務の進捗により 1 か月程度前後することは可）
- 部数：和文 10 部、英文 10 部（簡易製本）、電子データ

③ ドラフト・ファイナルレポート

- 記載事項：調査結果
- 提出時期：2022 年 1 月中旬
- 部数：和文、英文（電子データ）

④ ファイナル・レポート

- 記載事項：調査結果
- 提出時期：2022 年 2 月下旬
- 部数：和文 10 部、英文 10 部（製本）、CD-R3 部

(2) その他の提出文書

① 業務従事月報

- 提出時期：翌月 15 日まで
- 部数：和文 1 部

② 収集資料

- 提出時期：ファイナル・レポート提出時
- 部数：ハード 1 部、CD-R3 部

③ 各国の防災概要

- 提出時期：ファイナル・レポート提出時
- 部数：和文 10 部、英文 10 部、CD-R3 部

第4 業務実施上の条件

1. 調査工程

本件調査は2021年1月より開始し、2022年2月下旬に最終成果品（ファイナル・レポート）を提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

合計約32M/M（国内作業：約17M/M、現地作業：約15M/M）

（2）業務従事者の構成（案）

本調査には以下に示す各分野を担当する団員が参加することを想定しているが、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- ① 総括／防災行政／地方防災計画（2号）
- ② 重要インフラの防災主流化（運輸交通）
- ③ 重要インフラの防災主流化（電力、通信、上下水道）
- ④ 重要インフラの防災主流化（防潮堤、堤防）
- ⑤ 重要インフラの防災主流化（教育、医療）
- ⑥ 重要インフラの防災主流化（農業）
- ⑦ 都市開発計画（3号）
- ⑧ 災害リスク評価／気候変動影響（3号）

3. 参考資料

以下資料は、JICA図書館より電子データで入手可能。

- （1）インド洋・南部アフリカ防災プラットフォーム、2019年7月ワークショップ概要：https://www.jica.go.jp/topics/2019/20191028_01.html
- （2）プロジェクト研究「防災主流化」報告書（平成25年3月）：https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12144713_01.pdf
- （3）アセアン地域防災協力に関する基礎情報収集・確認調査（平成24年12月）：<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12085684.pdf>
- （4）中米広域防災分野プロジェクト形成調査報告書（平成18年5月）：<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11925690.pdf>
- （5）北米・中南米地域 中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査ファイナル・レポート（平成26年7月）：<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12174686.pdf>

4. 現地再委託

上記「第3 特記仕様書案 6. 業務の内容（2）現地調査及び（3）ワークショップ等」を実施するにあたっては、調査の効果・効率性の観点から、情報・資料収集、現地アポイントの調整、ロジの手配等に現地法人やコンサルタントへの再委託を可とする。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関し、適

切な監督及び指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務と実施方法、契約手続き、想定される候補現地業者、現地再委託業務の監督方法、成果品の検査方法等を可能な範囲で記載する。また、業務量の根拠と見積りを別見積にて計上する。

5. 通訳

業務を実施する上で、必要に応じて英語以外の通訳（フランス語、ポルトガル語）を雇上することを可とするため、別見積にて計上する。

6. 対象国における便宜供与

本業務の実施にあたっては、受注者が独自で業務を遂行することが求められているが、JICA本部または現地事務所からの支援を必要とする場合には、JICAアフリカ部に連絡・協議する。

7. その他の留意事項

（1）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、各国事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、各国事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をJICAに提出する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

（2）複数年度契約

本業務においては、複数年度に渡る契約を締結することになるため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することが出来る。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要無い。

以 上